



引野交番

福山東警察署 084-927-0110



児童虐待から子供を救うために



11月は、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」です

児童虐待とは 保護者がその監護する18歳未満の児童に対し、
「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」
の行為を行うことをいいます。

県民の方へ 虐待から子供を守るためには、地域の皆さんの気づきが重要です。子供
のひどい泣き声がする、大人の怒鳴り声が聞こえる、不自然な傷やあ
ざがあるなど「虐待かも…」と思うようなことがあれば、迷わず110番通
報や児童相談所虐待対応ダイヤルへ連絡をしてください。

各種相談窓口（24時間受付）～児童虐待かも…と思ったら～

○児童相談所虐待対応ダイヤル 局番なしの189（いちはやく）

○子育ての悩み児童相談所相談専用ダイヤル

0120-189-783（いちはやく おなやみを）



自転車でも交通事故を起こしたら・・・



自転車を運転中に歩行者に衝突するなど交通事故を起こした場合は、道路交
通法に定める義務を果たさなければいけません。

道路交通法に定める義務とは・・・

○負傷者の救護

負傷者の応急救護を行い、必要に応じ119番通報で救急車を呼ぶこと。

○警察官への報告

交通事故の日時、場所、負傷者の有無などを直ちに110番通報若しくは
最寄りの警察署の警察官に報告すること。
です。

※注意事項

相手が、「大丈夫。」と言って立ち去った場合も事後、相手方からけがが
出たと申告などがあれば、報告がされていないとして、処罰の対象となる
場合があります。

また、相手方が車両やガードレール、家屋等の単独事故であっても、事
故の報告が必要です。